

# 開かれた市政を

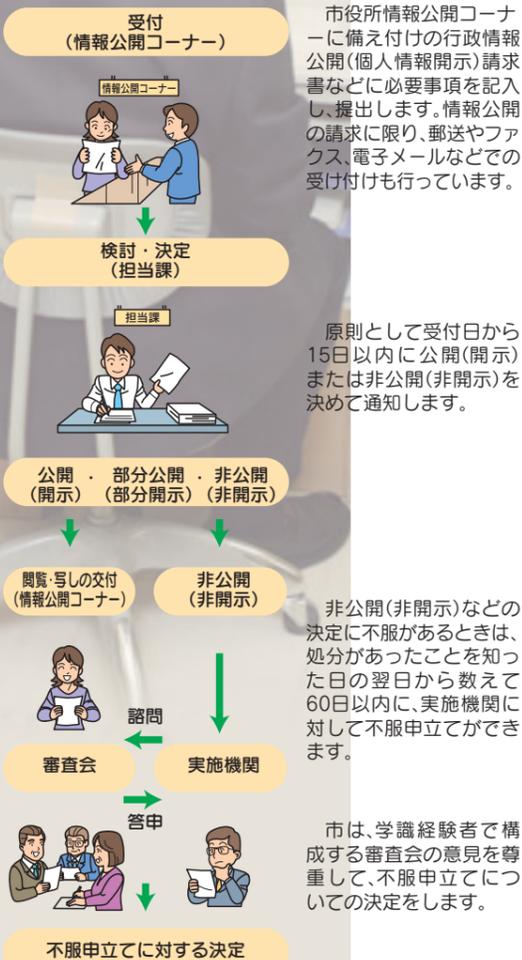
## 情報公開制度と 個人情報保護制度があります

情報公開の請求は市役所2階で

### 情報公開制度 開かれた市政を進める

情報公開制度とは、市が保有している情報を広く市民の皆さんに公開、提供する制度。市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を進めることが目的です。昨年度の情報公開の請求・申出件数は表1のとおりです。非公開とした情報は、印鑑の印影や個人の氏名、住所、電話番号などです。また、主な情報公開請求の内容は、表2のとおりです。

#### 請求から公開(開示)まで



区分	方法	件数	処理状況			取り下げ
			公開	部分公開	非公開	
公開の請求	閲覧	5	4	0	1	0
	写し	67	24	39	4	0
	小計	72	28	39	5	0
公開の申出	閲覧	0	0	0	0	0
	写し	17	3	12	2	0
	小計	17	3	12	2	0
合計		89	31	51	7	0

※「公開の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以後の行政情報について公開を受けようとする事。「公開の申出」は、同条例が施行される以前の行政情報について公開を受けようとする事。

表2 主な情報公開の請求

請求の内容	決定区分
大気汚染防止法に基づくボイラーを有する事業所、工場の一覧(事業所名、工場名、住所、電話番号、ボイラー名、ボイラーメーカー名、燃料)および水質汚濁防止法に基づく事業所、工場の情報一覧表(事業所名、所在地、代表者名、排水量、除去処理名)	公開
住居表示台帳(全域) ※個人名不要	部分公開
平成19年2月1日から平成19年3月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更部分も含む。個人情報(個人名・印影など)を除く	部分公開

# 実現するために

平成10年4月にスタートした情報公開制度と個人情報保護制度。情報公開制度は開かれた市政を実現するために、個人情報保護制度は個人の権利利益を守るために大切なものです。昨年度の情報公開の請求と処理状況、個人情報の開示請求と処理状況などを紹介します。

問い合わせは 行政管理課 ☎890-6533  
情報公開コーナー ☎890-6244

### 個人情報保護制度 権利や利益を保護する

自分の個人情報を確認したり、情報の誤りを訂正したりする権利などを明らかにする制度。個人の権利・利益を保護することが目的です。昨年度の個人情報の開示請求・申出件数は、表3のとおり。住民票の交付請求書や病院などの診療に係る診療報酬明細書、火災調査書、救急車による搬送記録などの請求がありました。

区分	方法	件数	処理状況			
			開示	部分開示	非開示	取り下げ
開示などの請求	開示	86	79	3	4	0
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
	小計	86	79	3	4	0
開示などの申出	開示	4	2	0	2	0
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
	小計	4	2	0	2	0
合計		90	81	3	6	0

※「開示などの請求」は、前橋市個人情報保護条例が施行された平成10年以後の自己情報について開示などを受けようとする事。「開示などの申出」は、同条例が施行される以前の自己情報について開示などを受けようとする事。



### 相談や公開請求などを受け付け

市役所2階にある情報公開コーナーでは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求を受け付けています。なお、情報公開の請求に限り、郵送やファクス、電子メールなども受け付けます。

また、大胡・宮城・粕川の各支所にも情報提供コーナーを設置。市の刊行物などを閲覧でき、また、まえばしネットの端末を利用できます。コピーが必要な人のために、1面10円のコイン式コピー機も設置してあります。

